大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第24号

大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例

大和市路上喫煙の防止に関する条例(平成20年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「確保し」の次に「、並びに受動喫煙(健康増進法(平成14年法律第103 号)第28条第3号に掲げる受動喫煙をいう。)の機会の低減に寄与し」を加える。

第5条を次のように改める。

(路上喫煙の禁止)

第5条 市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「禁止区域のうち」を削り、同条を第6条とする。

第9条中「市長は」の次に、「、必要があると認めるときは」を加え、「場合については、 第7条の規定を準用する」を「ことができる」に改め、同条に後段として次のように加え、 同条を第7条とする。

この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

第10条を削り、第11条を第8条とする。

第12条中「第10条」を「第5条」に改め、同条を第9条とする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。